

## 第5章 伝承編—地名を残し伝える—

1～4章では、地名調査・研究の面白さや奥深さを紹介してきた。ここでは、これらを総括して地名調査研究の課題を整理し、改めて調査・研究の意義を考える。すなわち、地域の歴史資料、文化資源としての地名をいかに記録して残し、伝えていくかという問題提起をしたい。

### 1、地名の今—県内調査10年に思う

**物部の調査** 2007年夏の大学院1年の時、土佐有数の莊園・大忍荘の現地調査で香美市物部町に入り、地域の地名を調べた。「○町○丁目」の地名に育った自分にとっては感動の連続だったのを記憶している。

120の方々に行った聞き取り調査の主体は、『長宗我部地検帳』に記載された約400年前に使われた中世の地名を調べることだった。『地検帳』記載の地名を古老に聞くと、「それはこの前の田んぼ」「それは焼畑でミツマタを作っていた場所」など次々と地名の場所を教えてもらい、持参した地図が書き込んだ地名で埋まつた。『地検帳』記載地名の現地比定率（場所が判明した地名数／『地検帳』記載地名数）は90%を超える行政の小字図には載っていない通称地名を数多く聞き取ることができた。そして、『地検帳』などの中世資料に書かれた地名が空間的に把握されたことで、中世の村落景観や開発など多くの歴史的事実が明らかになった。

小字も含めて確認された地名は約8000個に及んだ。山の地名や川の地名、焼き畑の地名など多くは約20年前まで使われていたもので、暮らしに根ざした「生きた地名」の存在に驚かされた。400年以上暮らしの中で使われ続けた地名が、今も生きていることに感激した。これらを記録し、後世に残さなければいけないという思いで、地名地図と8000個の地名集成表を付けた調査報告書『新葦生・横山風土記』（楠瀬慶太著、2008年）を執筆した。

一方で「生きた地名」を知る世代は65歳以上の高齢者で、若い人で小字以外の地名を知る人は少なかった。山の生業や暮らしは変化し、地名の中には使われないもの、形だけのものへと形骸化したものが多数を占めるようになっていた。そして、集落は高齢化し、その存続自体が危うくなる限界集落<sup>1)</sup>化に直面しており、地名が伝承されず、消滅していくことを危惧していた。その時思ったのは5年、10年後、このような「生きた地名」を調査し、記録するのは難しいのではないかという想いだった。

**地名を伝える人たち** 危惧をいだきながらも、2012年ごろから四万十市西土佐など山間部で地名調査を再開した。物部町の調査から5年が経過していたが、まだ山間部には「生きた地名」が多く残っていた。しかし、学生時代のように時間もなく、仕事をしながら各地の地名を一人で調査して記録していくことは難しかった。その中で、地名の重要性を意識し、地名を残し伝えようと行動を起こしている地域の人たちもいることを知った。



元住民が作った香美市頓定集落の屋号図



南国市国分地区に住民が立てた『地検帳』地名の看板

<sup>1)</sup> 集落に居住する高齢者（65歳以上）の割合が、50%を超えた集落。

現在では高齢化して空き家や廃屋が増えた故郷が、かつては多數家が建ち並びにぎやかだったことを記録しようと屋号が入った集落の地図を作った人がおり、集落を上げて川の淵や瀬の地名を記録して看板にして各所に設置した集落もあった。また、『長宗我部地検帳』のホノギ（地名）を集落で調べ、地名の看板を立てる集落もあった。『地検帳』を研究する郷土史家や歴史愛好者も、地名をよく調べ、多くの知識を持っていた。



**奥四万十山の暮らし調査団** こうした地名を伝える人たちと協力して、地域で地名を記録していくことの重要性を感じ、2016年1月に四万十町の住民らで立ち上げたのが「奥四万十山の暮らし調査団」である。メンバーと九州大学式地名調査法で集落を調査し、地名の記録を始めている。調査を進めていると、分からぬ地名を近所で聞いて地図に書いて持ってきてくれる人もいた。今後、地名や民俗調査の成果は、四万十町地名辞典のホームページで順次公開していく予定である。

四万十町大正中津川の住民が作った川の地名の看板

**地域再生の歴史学** 住民が研究者や郷土史家らと、地域に残る地名や民俗、歴史などを地域資源として位置づけ、地域活動に活用していくことうという実践的取り組みを「地域再生の歴史学」と位置づけている<sup>2)</sup>。歴史文化の調査・記録・研究（「記録」）から、その価値に気付き（「掘り起こし」）、集落活動などに使う（「普及」）という3段階のプロセスで進めていく地域活動の方法論である。

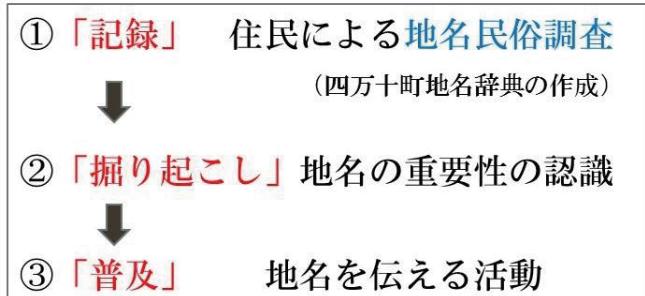
## 【「地域再生の歴史学」の3段階プロセス】

- ①「記録」 … 調査・記録・研究
- ②「掘り起こし」 … 住民に価値を気付かせる
- ③「普及」 … 住民が活用する

郷土史学者が支援

このプロセスを調査団による地名調査に当てはめると、「地域資源」は地域の「地名」であり、①住民が地名民俗調査を通してノウハウを学びながら、地名を聞き取り、ホームページ「四万十町地名辞典」や調査報告書などにまとめていく段階（「記録」）②地名の重要性に気付く段階（掘り起こし）③子や孫に地名を伝えていく段階（「普及」）段階がモデル化できる。現在の調査団の活動は、①「記録」から②「掘り起こし」への過渡期にある。これを③「普及」段階へとステップアップできるよう実践活動を進めていったい。

### 【地名版】地域再生の歴史学の3段階プロセス



<sup>2)</sup> 楠瀬慶太 2013 「地域再生の歴史学」『地方史活動の再構築』雄山閣

高齢化と集落の過疎化が進む中で、地名は「亡失」の危機に瀕している。研究者ができることには限界がある。各地域で住民が地名の歴史資料、地域資源としての重要性に気付き、地名を記録して残し伝えていかなければ、集落の「民衆知」を後世に伝えることは難しいだろう。「奥四万十山の暮らし調査団」では、「地名版地域再生の歴史学」の活動モデルを確立し、県内各地へと活動を広げていきたい。（楠瀬）

## 2、公共データとしての地名

ビックデータの活用では建設機械メーカーの「コマツ」が有名だ。全世界に販売した建設機械の所在地、車両状態、稼働状況を知るため、G P Sセンターを取り付け通信衛星経由でデータを収集、集積、分析、活用する。単に保守運用サービスの向上・盗難防止だけでなくこの遠隔収集した建設機械のデータを解析し利用者に無償提供し、コマツの販売代理店にも提供しているという。機械の稼働状況で世界の経済も読み取れる。ビックデータの活用も製造・販売・経営戦略部門などの部門の壁を越えて提供し、利用することができるようとしたという。データの「見える化」である。製造業のモノをつくりて売るというビジネスモデルは終わった。モノづくりの知見と顧客のニーズ、社会的な課題などのデータ（情報）を重ね合わせることにより「モノ」に「情報」という付加されたサービスを商品として販売する。ビックデータの活用としてよく理解できるコマツの事例である。

**公共財としての公共データ** それでは、国民・町民から信託され法令のもとに集積されるビックデータ（公共データ）はどうだろう。総務省『地域における I C T 利活用の現状に関する実施状況』<sup>3)</sup> は地方自治体の取り組みについて「オープンデータに関して「既に取組を推進している」と回答した自治体は 2016 年度の調査では 1,104 団体中 230 団体（20.8%）。また、具体的な検討や情報収集を行っている自治体も含めると全体の 40.8%。4 年前の統計と比較して 4 倍拡大」とあり、データ種別でみると「各種公共施設情報（68.3%）が最も多く、また防災、観光、教育、医療・介護・福祉分野における各種情報が 3 年前に比べて大きく増加」とある。

行政が保有する公共データ（行政が法令に基づき仕事をし、蓄積し、加工した成果物である公文書・アンケート・計画書等成果物・統計）は公共財であり、非排除性・非競合性（誰もが利用・消費できる）の性質を持つ財・サービスである。民間企業のコマツが部門の垣根を越えてビックデータを活用しているのに公務として収集した情報（公共データ・ビックデータ・オープンデータ）のオープン化が進まないのはなぜだろうか。先述の情報通信白書でオープンデータ化の課題として、具体的な利用イメージやニーズの明確化、提供側の効果・メリットの具体化、地域社会へのメリットの具体化などの理由を半数以上の自治体があげている。オープンデータ化を推進している自治体でも成果が見えにくいという。しかし、それは公共データを集積・管理している行政側の論理であり、利用したいとする側の声を踏まえたものではない。

**ファイリングシステムと公文書管理条例** 四万十町は 2010 年に「四万十町まちづくり基本条例」を制定した。立憲民主主義は「法の支配」であり自治体では条例となる。最高規範と位置付けたものが、このまちづくり基本条例である。「町民のコントロール」により集積・管理されている公共データは「公共財」であり、行政だけが利用するための公共データではない。

公共データのオープン化はこの条例の基本理念に基づき不斷に取り組むべき事項である。この条例の制定と並行して公文書の管理の在り方としてファイリングシステムを導入したのが四万十町役場である。ファイリングシステムは「職員の公文書」の事務手法にはとどまらない。公文書は自治体の活動の記録である。発生から廃棄、保存・活用までのサイクルの段階に応じて「町民の公文書」として法令のもとでオープンにしていかなければならない。2011 年に公文書管理条例が施行された。結果として骨抜きにされ権力者

<sup>3)</sup> 総務省『平成 29 年度版 情報通信白書』（図表 2-2-2-1、図表 2-2-2-2、図表 2-2-2-3、図表 2-2-2-4）

のための公文書管理ルールであったことは「森友・国有地売却事件」などで顕在化した。ともあれ、四十町も公文書管理条例の制定が急務であり、そのルールにあたっては「デジタル化の技術」「記録の真正性・最新性」「中間書庫」「近現代史アーカイブス」「博物館と図書館と公文書館との情報連携」など手順と目標の論点整理をしていただきたい。これはまちづくり基本条例の基本理念である。情報共有なくして参画なし。

**電子行政オープンデータ戦略** 「電子行政オープンデータ戦略」は①透明性・信頼性の向上（公共データが二次利用可能な形で提供されること）、②国民参加・官民協働の推進（広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られること）、③経済の活性化・行政の効率化（公共データを二次利用可能な形で提供すること）の3点をオープンデータの目的としている。

**国土調査・地籍図のオープン化** 例えば「字」。公共データとして利用する区域の単位は「大字（行政区）」だろうが、その大字を構成する微細地名が「字（小字）」である。小字は「切図」「一筆限絵図面」「字限図」などの名称で土地台帳に基づく課税の原簿として記録され、明治以降の土地税制を担保してきた。「字」は中世以降の「ホノギ」をまとめつつ引き継がれた土地の名前で、この字名から過去の景観を修景することができる第一級の資料である。ただし、明治の土地税制は「字」にあわせて「地番」を大字の区域で連番にしたのである。それにより、特定するための土地を「字」ではなく「番号」で理解することになり、住民票の表示も大字と番地の組み合わせで字名を伏せため日常生活で必要のない「字」地名となった。この「一筆限絵図面」も国土調査事業による「地籍図」へ移管されつつある。

ここで課題となるのが、せっかく座標軸としての情報を有する「地籍図」ではあるがオープンデータ化に対応していない公共データとなっていることである。オープンデータ化には①機械判読に適したデータ形式であること②二次利用が可能な利用ルールであること、などの予め準備する事項がある。国土調査の成果も、不十分な仕様や契約書であったため結果として使えない公共データ（内部利用のみ）となってしまっているのが実情である。

**地理空間情報活用推進法の市町村展開を** 高知県下全域の字名データと国土調査による十進座標を取得してレイヤーを作製しQGISソフトによりオープン化しようと目論んだが、字名をデータとして提供してくれた市町村は23団体、字のポリゴンデータの提供していただけた市町村は皆無だった。地理空間情報活用推進法が施行されて10年。遅々として進まないのが公共データである「地理空間情報」のオープン化である。公称地名や地理空間情報をオープンにすることは、「民」のチカラをもって、個々の情報を繋ぎ合わせシナジー効果を発揮することになる。地名、災害避難所、福祉施設の位置情報や保健医療の行政区ごとのタイル情報とその属性情報など、あらゆる地理空間情報の積極公開は、防災・福祉として2次活用が可能となり多くの成果が生まれている。せめて字データと全図（字区域を表示した大字図）を提供していただければ「字の見える化」が可能となる。

例えば、国土地理院の基盤地図情報の数値標高モデルから標高差の高いものにカラー階調で強調したレイヤーと市町村から提供していただいた字名（図心点ポイント若しくはポリゴン）を表示したレイヤーと重ね合わせることにより災害地名を探し、過去の土石流や大崩落の危険等を地名に刻んだことを知ることができる。縄文遺跡の包蔵地のポイントレイヤーと縄文海進レイヤーを併せることにより新たな包蔵地を推定することもできる。これらは公共データをオープンにすることにより公共領域を担う企業や各種団体が協働で取り組める内容で、民間の力でオープンソフト「QGIS」を使って二次利用もできるのに、もったいない話である。是非、各市町村単位で役所職員が世話をになって地域の人にも呼びかけて地理空間情報活用研究会を立ち上げていただきたい。

**地物管理のレイヤー化と命名手法** 土地台帳のほか市町村が管理する台帳に、道路台帳、農道台帳、河川台帳、水路台帳、ため池台帳、頭首工台帳など数々の地物管理の原簿があり、原簿は地物の名称と所在を

示すマスターデータとそれに付属する地物データとなる。例えば頭首工なら「八足堰・四万十町大正大奈路（字名）番地」のマスターデータと施行年度、頭首工延長、河川名称、流量計算マニング粗度係数などの付属データが記載事項となる。名称は地物の特定がしやすいような地元で呼び伝えられている地名が当てられるのが通常で、一般的には河川渓流の名称や地物所在の字名称となっている。ただ、字名そのものが日常的に利用されなくなり、河川渓流の名称も呼ばれる機会がなくなり、管理者である自治体も大字・集落名称に番号を振って「八足第2号堰」といった命名手法に変化しつつある。橋梁の名称や町道、公営住宅等の名称の命名手法も同じようである。

歩く移動は、カーブや谷や集落の境や渕や瀬など位置を特定するため地物の名称や通称地名や字名が使用されてきた。車社会になりそれらの地名は一瞬にして通過し使われることのない地名となりつつある。移動する範囲の拡大は忘れられようとする地名以上に、広域の地名を認知する必要がある。また、カーナビの普及から途中の経路は必要のない地名となったかもしれない。いずれにしても移動の広域化、商業圏、医療圏の拡大に伴い、日常生活に必要な身近な地名、微細地名が忘れ去られるようになってきたことは事実である。

**公物管理者の使命** それゆえに歴史を刻んだ地名を記録として意識的に残す作業が必要となってきた。公物管理者である市町村は、橋梁の橋名板や隧道の表示板を設置するとともに、その地物の命名には土地を刻む、歴史を刻む思想が求められる。決して地物の記号として「集落名称+2号橋」と安易な命名であってはならないし、地元住民に丸投げでもいけない。過去から将来にわたって伝える必要のある命名であっていただきたい。南国市に十市ニュータウンが造成された。住居表示法により町名も「緑ヶ丘○丁目」と今風のものとなった。それでもニュータウンのあちこちに字名を示す石碑が建っている。公園には土佐の歌人川村与惣太の歌碑も建っている。このようにあえて「地名を刻む」活動が必要になっていると思う。

(武内)



地名民俗調査の様子（四万十町金上野）



遍路石（四万十町金上野）



森林鉄道跡（四万十町下津井）

### 3、高知歴史環境G I S研究会

G I S・地理空間情報の利活用を進めるには人材育成、市町村の理解、蓄積されたデータ等を誰が維持管理し最新性・真正性を確保していくかなど課題はたくさんある。まず何ができるか「この指たかれ」と呼びかけたのが、「奥四万十山の暮らし調査団」である。大学で地名調査を学び、旧物部村（香美市）の調査を行ってきた事務局長の楠瀬が、その経験から集落の地名や石造物、建造物など調査項目の総データを各種のレイヤーにして、それに他の分野の研究者が作成するレイヤーと合わせる「集合知」の有用性を確信した。ただし、オープンソフトウェアである「Q G I S」の活用は無償ではあるものの操作にあたっては一定の技術がいることになる。そこで、県立高知工科大学システム工学群の高木方隆教授に他業種間で利用するQ G I S活用について相談したのであった。高知県と県内市町村はG I Sの普及を図っている地域とは言えないが高知工科大学は地域貢献の一環で支援していただいている。

2016年12月18日、高知工科大学で第1回高知歴史環境G I S研究会を開催し、県内の博物館学芸員、埋蔵文化財研究員、行政コンサル会社専門員、システム開発エンジニア、公務員、大学生など20数名が参加した。3か月に1回程度継続して開催し情報交換を行うとともに、香美市佐岡地区のフィールドワークにより集落調査の手法や、G P Sと写真を連動した解析や石碑等の3D映像による可視化などについて学んでいる。今後、Q G I Sの実際の操作技術を学び演習しつつ各分野から持ち寄られたレイヤー（歴史情報）による新しい発見が待ち望まれる。

（武内・楠瀬）



G I S研究会の様子

#### 【謝辞】

本報告書作成にあたり、仕事中や忙しいなか聞き取り調査にご協力いただいた現地の人達の温かさに何よりの感謝の意を述べたいと思います。また、調査の基礎となる地図の手配等や文献提供などでご協力いただいた関係者の皆様にも感謝いたします。

## 執筆者紹介

### 楠瀬慶太（くすのせ・けいた）

高校時代の趣味は史跡巡り。19歳の時に日本中世史家・服部英雄氏（九州大学名誉教授）から地名の面白さを学び、地名研究に目覚める。以後、暇があれば集落へ出かけて地名の聞き取り・記録に邁進中。高知新聞記者、県立高知工科大学客員研究員。



### 武内文治（たけうち・ぶんじ）

高校時代は江戸アケミ（じゃがたらリーダー）と土曜日には寝袋をもって旅にでた。旧大正町役場に拾ってもらって以来30年趣味「役場」、情報共有を仕事の基軸とした。中間書庫の創設があと40年の夢。「一身ニシテニ生ヲ経ル」を宣言して大好きな地名研究の道に。「四万十町地名辞典」ホームページ編集子。



### 森下嘉晴（もりした・よしはる）

高校卒業後、地下足袋を履いて四国の国有林を転々とする。10年ほど前より油絵とマップ制作をライフワークとしながら、いつかは森の精となるべく日々修行中。林野庁四国森林管理局安芸森林管理署勤務。



なお、地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て同院発行の基盤地図情報を使用しています（承認番号 平29情使、第1207号）。また、本報告書は国土地理協会2016年度研究助成「住民による消えゆく小地名の収集と地域資源調査—高知県西部の中山間地域を対象に—」、公益信託大成建設2017年度自然・歴史環境基金「住民による歴史地名の記録と地域資源地図づくり—G I Sを用いた学際的研究を目指して—」による成果の一部です。

**地域資料叢書 17**  
**土佐の地名を歩く**  
**—高知県西部地名民俗調査報告 I —**

編集：奥四万十山の暮らし調査団  
(楠瀬慶太、武内文治、森下嘉晴)  
ホームページ「四万十町地名辞典」  
(<https://www.shimanto-chimei.com/>)

発行者：奥四万十山の暮らし調査団  
(高知県四万十町江師 485-3)  
発行日：平成 30 年 2 月 22 日初版発行

印刷・製本： ラクスル印刷（東京都品川区）